

議案第 99 号

所沢市消防団条例及び所沢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

所沢市消防団条例及び所沢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

地域防災力の充実強化を図ることを目的として、所沢市消防団に機能別団員を置くため、所要の改正をいたしたく、本案を提案するものである。



所沢市消防団条例及び所沢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

(所沢市消防団条例の一部改正)

第1条 所沢市消防団条例（昭和51年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条中「（以下「団員」という。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（種類）

第5条の2 消防団員の種類は、基本団員及び機能別団員とする。

2 基本団員は、機能別団員を除く全ての消防団員とする。

3 機能別団員は、市長が別に定める特定の職務に従事する消防団員とする。

第6条、第8条、第8条の2第1項から第4項までの規定、第9条及び第10条第1項中「団員」を「消防団員」に改める。

第12条中「団員」を「消防団員」に改め、同条ただし書中「ただし」の次に「、基本団員は」を加える。

第13条中「団員であつて」を「消防団員が」に改め、同条ただし書中「団員」を「、消防団員」に改める。

第14条及び第15条中「団員」を「消防団員」に改める。

第16条第1項を次のように改める。

基本団員の報酬は年額報酬及び出動報酬とし、機能別団員の報酬は出動報酬とする。

第16条第2項ただし書中「団員」を「基本団員」に改め、同条第3項中「団員」を「消防団員」に改める。

第17条中「団員」を「消防団員」に改める。

(所沢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第2条 所沢市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年告示第110号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「、一定期間勤務しなかつたことが明白である」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「勤務年数」を「、勤務年数」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 基本団員（所沢市消防団条例（昭和51年条例第38号）第5条の2第2項の基本団員をいう。）として一定期間勤務しなかつたことが明白である場合
- (2) 機能別団員（所沢市消防団条例第5条の2第3項の機能別団員をいう。）として勤務した場合

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。